

支給認定に係る手続の際には マイナンバーを提供してください

支給認定に係る手続にあたり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバー（個人番号）の提供が必要です。

杉並区では、平成30年7月1日以降の手続からマイナンバーを提供していただくこととなりました。

以下の内容をご確認の上、マイナンバー記入用紙及び本人確認書類の提出をお願いします。

(1) 対象となる手続き

- ・支給認定申請
- ・変更認定申請
- ・届出事項変更
- ・認定証再交付申請

(2) マイナンバー記入用紙

マイナンバー記入用紙には、上記手続きに係る保護者及び児童の情報を記入してください。（保護者の一方が単身赴任等の理由で同居されていない場合であっても記入してください。）

(3) 本人確認書類について

マイナンバー記入用紙を提出する際は、申請等を行う保護者の本人確認（番号確認と身元確認）ができる書類の提示が必要です。

① 個人番号カードをお持ちの方

- ・個人番号カードのみで本人確認が可能です。



(表)



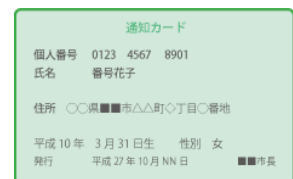
(裏)

② 個人番号カードをお持ちでない方

- 番号確認書類及び身元確認書類それぞれの提示が必要です。

【番号確認書類】

- ・通知カード
 - ・マイナンバーが記載された住民票の写し
 - ・マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書
- 上記のいずれか



(通知カード)

裏面あり

【身元確認書類】

身元確認の際、以下のような顔写真付身分証明書は1点、顔写真なし身分証明書は2点の提示が必要です。

1点で身元確認が可能なもの（顔写真付身分証明書）

- ・ 運転免許証
- ・ 運転経歴証明書
- ・ パスポート
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 精神障害者保健福祉手帳
- ・ 愛の手帳
- ・ 在留カードまたは特別永住者証明書
- ・ 住民基本台帳カード
- ・ その他官公署発行顔写真付きの証明書等

2点必要なもの（顔写真なし身分証明書）

- ・ 国民健康保険等の被保険者証
- ・ 地方公務員共済組合の組合員証
- ・ 年金手帳
- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 特別児童扶養手当証書
- ・ 官公署発行の顔写真なしの証明書等

※上記に掲げる身元確認書類がお手元がない場合は、お手数ですが保育課保育相談係までお問い合わせください。

（4）郵送で提出する際の注意点

郵送申請の際は、マイナンバー記入用紙と番号確認書類（写し）及び身元確認書類（写し）を申請書類とともに送付して下さい。

※個人番号カードは両面の写しを提出してください。